

平成 19 年（2007 年）5 月 11 日

大阪狭山市長 吉田友好 様

大阪狭山市市民公益活動促進委員会
委 員 長 今 西 幸 蔵

平成 19 年度市民公益活動促進補助金交付申請事業の審査結果について

平成 19 年度市民公益活動促進補助金の申請があった 13 事業について、平成 19 年 4 月 15 日（日）に大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき実施された公開プレゼンテーションにおける審査を経て、平成 19 年 5 月 11 日に開催した市民公益活動促進委員会で慎重に審議した結果、別紙のとおり報告します。

なお、本審査結果は、当委員会の専門部会である協働事業評価部会において審査基準に基づき、各事業の申請内容を精査するとともにプレゼンテーションを通して各団体の事業に対する熱意などを確認し総合的に判断したものを、当委員会で審議しまとめました。

つきましては、市民公益活動促進補助金交付の可否の決定に際し、本報告を尊重していただきますようお願いします。

大阪狭山市市民公益活動促進委員会意見

～市民公益活動促進補助金申請事業の審査について～

本委員会は、本補助金制度の創設時から大阪狭山市の市民公益活動促進に関する補助金制度のあり方について審議を重ねてまいりました。また、競争原理を導入した公募制補助金制度の評価の実務を担う協働事業評価部会を設け、その審査の実際を担ってまいりました。

今年度の公開審査会については、同部会においては、精力的に打合せを重ね、当日は委員8人が審査しました。今回の審査にあたっては、審査の公正性を保つ観点から、複数の事業について申請団体とかかわりを持つ一部委員が審査を辞退しました。

さて、平成19年度においては13事業の申請があり、昨年度の14事業からすると、1事業の減となりましたが、補助金交付申請総額は3,803,000円で予算枠を上回るものとなりました。

1. 審査結果

慎重審議した結果、申請のあった13事業のうち上位9事業を採択されるよう要望します。審査の結果を別紙により添付します。

2. 補助対象事業の採択について

申請のあった各事業はいずれも市民公益活動の促進にとって有意義な事業と認められます。このため、協働事業評価部会の議論の過程で「高額補助金を減額して、できるだけ多くの事業に補助金が交付されるようにしたい」、「最下位事業の一部交付を認めたい」、また「制度が始まって以来、毎年、反復的に申請がある事業については一定割合で減額したい」といった意見が強く出されました。しかしながら、本補助金制度はルールに基づいた透明性の高い補助金制度として設計・運営されてきたもので、事前に公表された評価基準にもとづいた審査を実施しているものであり、ルールにない減額や一部交付に踏み込むには、ルールを見直したうえで次年度から適用することが適切との意見が最終的な当委員会の総意となりました。

したがって、今回の補助事業採択候補は過去3回と同様、獲得得点の平均点上位から補助金申請額の累計が補助金予算額の範囲内となる上位9位までの事業となります。

つきましては、市として交付の可否を決定するにあたっては、各事業の内容をさらに

精査し、当委員会の議論の趣旨を尊重され補助金額を決定されるよう要望します。

3. おわりに

補助金申請額を下回る交付決定に関するあらたなルール作りは早急に取り組む必要があり、来年度の申請までに結論を出す必要があると考えます。

また、今回の申請事業には、毎年反復的に同様の事業を実施するものが本年度も複数含まれています。これらの事業はいずれも公益的な意義が高いことから毎年補助対象となっています。このように同一事業に対して反復的に補助金を交付する事態は、事業の自立を促すように支援するという観点からは問題を含んでいます。さらに、同一団体に対する支援が継続することは補助金の事実上の既得権益化につながる側面をほらみ、結果としてあらたな公益事業に対する支援の道をふさぐことにもなりかねないものです。

そこで、こういった事業については、市と市民の協働事業としての新たな位置づけと実現手法を検討し、公益活動促進のあらたな枠組みを検討することが必要と考えられます。

以上の2点については、今年度の当委員会の検討課題といたしますが、市としてもこの点について十分検討いただくよう望みます。